

令和5年度組織機構の見直しについて（概要）

1 実施時期

令和5年4月1日

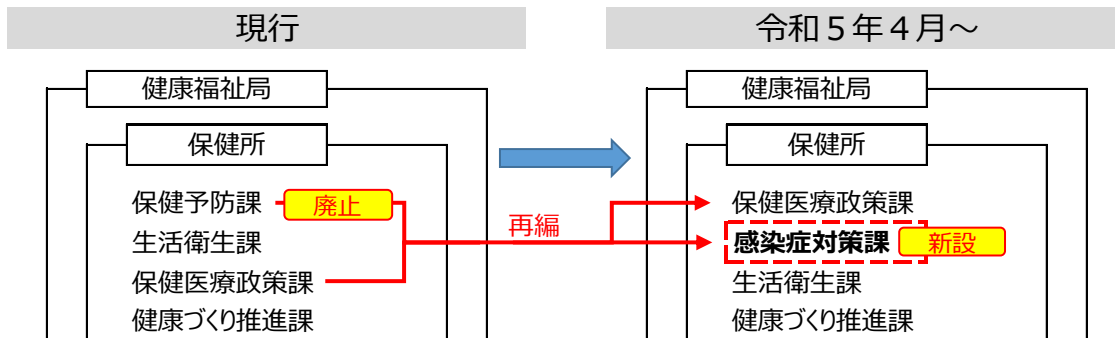
2 見直しの基本方針

社会状況の複雑な変化や、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、本市が目指すべき都市像である「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現していくために、効率的・効果的な組織体制の見直しを実施する。

3 見直しの内容

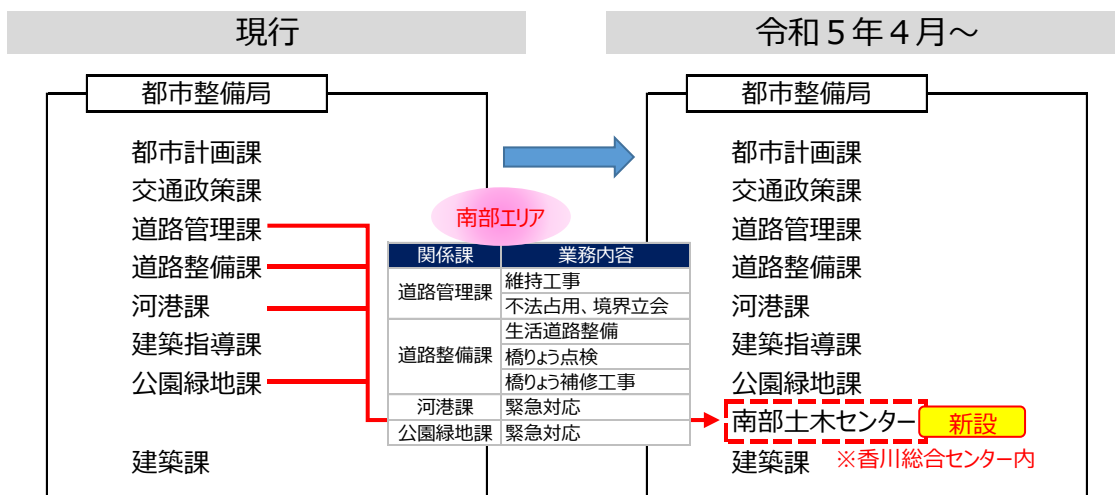
(1) 「感染症対策課」の新設及び「保健予防課」の廃止、「保健医療政策課」への一部事務移管

新型コロナウイルス感染症の変異株への対応を始めとした、今後の新たな感染症への対策を見据え、感染症等に関する危機管理体制の充実を図るとともに、予防計画の策定など政策立案機能を強化するため、「保健予防課」を廃止し、感染症対策に重点を置く組織として、「感染症対策課」を新設する。また、より専門性の高い医療体制を推進するため、現在、「保健予防課」が所管する、医療関係業務を「保健医療政策課」に移管し、一元化を図る。



(2) 「南部土木センター」の新設

南部エリアにおける都市整備局所管施設の緊急工事等に横断的・機動的に対応するため、都市整備局内に「南部土木センター」を新設する。（香川総合センター内）



(3) 「山田総合センター」の新設

令和5年4月1日の山田総合センターの開設に伴い、市民政策局地域政策部内に「**山田総合センター**」を新設する。

(4) 「全国高校総体推進室」の廃止

令和4年度全国高等学校総合体育大会が8月に終了したことから、「**全国高校総体推進室**」を廃止する。

4 組織数の増減

R4.4.1 : 11局 8部 103課 24課内室

R5.4.1 : 11局 8部 105課 23課内室

(内訳)

区分	増		減		差引
局					
部					
課	+ 3	山田総合センター 感染症対策課 南部土木センター	- 1	保健予防課	+ 2
室			- 1	全国高校総体推進室	- 1